

令和8年度（2026年度）いじめの防止等のための関連事業について

	項 目	担当課	概 要
1	子どものいじめ問題 対策連絡協議会の 設置	企画政策課 学校教育課	いじめの防止等に関係する機関の連携を図るために設置し、以下につ て協議。（1回） ・いじめの防止等に係る関係者の相互の連絡調整 ・いじめの防止等に向けた取り組み状況に関する情報共有 ・その他いじめの防止等に関する施策に関すること
2	子どものいじめ防止 等対策委員会の設置	学校教育課	学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会 の附属機関として設置。なお、重大事態が発生した場合は、有識者を臨 時委員として加え、事実関係を明確にするための調査を実施。（2回）
3	子どものいじめ問題 再調査委員会	企画政策課	重大事態が発生した際に、当該重大事態への対処や、同種の事態の発 生を防止するために必要がある場合には、当委員会を附属機関として設 置し、学校又は教育委員会が行った調査結果について調査する。
4	教育相談員・家庭 児童専門員による 相談体制の整備	学校教育課 こども課	学校以外の場において、教育相談員による相談体制の整備、家庭児童 専門員による相談窓口において、いじめの問題に悩む子ども・保護者等 からの相談及び地域住民の通報を受ける体制を整備。
5	教職員の研修の実施	学校教育課 (教員研修センター)	教職員を対象に、子どものいじめの早期対応と未然防止に関する研修 を実施。（1回） また、経験の浅い教職員を対象に児童生徒への関わり方に関する研修 や教育相談を実施。（複数回）
6	主任児童委員の 研修の実施等	こども課	主任児童委員（12人）を対象に、子どもの健やかな成長を支えるた めの資質向上に関する研修会を実施。（1回）
7	人権擁護委員による 人権教室の実施	社会福祉課	希望する市内小中学校を対象に実施する、「人権教室」のなかで、いじ めについて取り上げる。
8	小中学校における いじめの防止等に 関する教育等	学校教育課 (小中学校)	各小中学校において、道徳教育でいじめの防止等のための教育を実施。 いじめを自分たちの問題として考える場として、市内全小中学校の代 表児童生徒による「子どものいじめ防止サミット」（平成28年度（20 16年度）～）を開催し、「東海市子どものいじめ防止宣言」を基に、い じめの防止に向けた取り組みを進めていく。 また、学校現場においては、東海市いじめ未然防止プログラムの取組 として、教職員向けの「いじめ未然防止授業プラン」や「いじめ早期発見 チェックシート」（子どものいじめに早く気付くためのポイントを一覧表 にしたもの）を活用している。

[参考]

- ・子どものいじめ防止条例・・・平成28年第1回市議会定例会で制定（企画政策課・学校教育課）
- ・子どものいじめ防止基本方針・・・平成28年3月策定（最終改定令和5年4月）（企画政策課・学校教育課）
- ・学校子どものいじめ防止基本方針・・・既に全小中学校で策定しているが、条例や基本方針との整合性を図るた
めの検証等を行い、必要に応じて、改定。（学校教育課・各小中学校）
- ・学校へのサポート体制の充実・・・青少年育成センターへの教育相談員の配置、学校へのスクールカウンセラ
ー等の配置等